

日本国スポーツ庁とニュージーランド国スポーツ庁との間の協力覚書

1. 覚書の当事者

- 1.1 本覚書は日本国スポーツ庁とニュージーランド国スポーツ庁（以下「当事者」という）との間で作成される。

2. 背景

- 2.1 日本国スポーツ庁はスポーツを主導する機関であり、スポーツに関し、地域スポーツを推進し、学校体育プログラムを充実させ、国際競争力を強化し、オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を高める。ニュージーランド国スポーツ庁は、国内のスポーツやレクリエーションに係る政策及び規定を策定し、維持することを主導する機関であり、これらの利益を国際的に代表する。
- 2.2 両当事者は、日本とニュージーランドのスポーツ団体間の強い関係や友好的なつながりを発展させることにおいて共通の関心を有する。
- 2.3 地域スポーツやハイパフォーマンススポーツを発展させるという共通の関心を有するとともに、日本は、ラグビーワールドカップ 2019 (RWC2019)、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会及びワールドマスターズゲームズ 2021 を主催する。ニュージーランドは、ラグビーワールドカップの過去の開催国及び 2 回連続の優勝国として、またワールドマスターズゲームズ 2017 の開催国として、主要な行事の重要な経験を有する。このため、戦略的、政策的、そして運営上の共通の関心を有する。

3. 目的と範囲

- 3.1 本覚書は、両当事者間の協力プログラムに関する詳細な提案を形成する枠組みを提供する。
- 3.2 両当事者は、両国政府間及びそれぞれの国の政府のスポーツ関係機関の間のつながりや協力の推進を適切に推奨及び促進するよう努める。

4. 取組

- 4.1 協力の目的を追求するために、両当事者は、少なくとも以下の分野について、人的交流、プログラム、経験及び技能、技術、情報並びに知識の交換を促進する。
 - －主要行事の主催
 - －ハイパフォーマンススポーツ
 - －地域スポーツ戦略や、スポーツ及び活動的なレクリエーションへの参加者の増加に対する取組

- －都市間の結びつき
- －アンチ・ドーピング

5. 資金

- 5.1 本覚書の下での全ての協力活動及びプログラムは、資金や資源が利用可能であることを条件として実施される。

6. 紛争の解決

- 6.1 本覚書が規定する事項に関する問題が両当事者の間で生じる場合、当事者は、早急にかつ誠実に、あらゆる紛争を解決するため最大限の努力を行う。

7. 期間と終了

- 7.1 本覚書の下での協力は、署名の日付から開始される。本覚書は、両当事者による相互の決定により書面によって見直され、変更される。

- 7.2 本覚書の下で行われる協力は、どちらか一方の当事者によって終了されるまで継続する。一方の当事者は、書面によっていつでも協力を終了することができる。

- 7.3 2017年5月17日に東京で、法的拘束力を持たない文書として、等しい価値を有する日本語及び英語より本書二通に署名した。本覚書の内容の解釈に相違がある場合には、英語による本書による。

署名

日本国スポーツ庁

鈴木大地

長官 鈴木大地

ニュージーランド国スポーツ庁



長官 ミスキンミン